

宇土市人為による災害の防止等に関する条例に伴う事前協議の手続きについて

－ 3,000㎡ 以上の場合 －

宇土市では、人為による災害を未然に防止し、良好な住環境を整備し、維持していくため、条例第4条に規定してある「1,000㎡以上の開発等の行為」を行うときは、事前にその計画内容を協議することを定めています。また、3,000㎡以上の開発等の行為を行う際は、開発届の提出及び開発審査会の対象となります。

手続きの流れについて

※ 都市計画法第29条の手続きが必要な場合は、県景観建築課との事前協議完了後に提出すること

1 事前協議申請

回答までの期間：1ヶ月～2ヶ月

- ・ 事前協議申請書（様式第1号）と下記添付書類を揃えて電子データを提出
 - ※ 詳細協議や法的手続きが必要な場合は、事前に担当課と協議ください
- ▶ 事業計画書（様式第2号）
- ▶ 付近見取図（位置図）
- ▶ 字図
- ▶ 登記事項証明書
- ▶ 現況写真
- ▶ 計画設計図一式（※詳細別紙）
- ▶ 水利計算書（必要な場合のみ）
- ▶ その他の必要な書類

2 事前協議申請調査・回答

- ・ 都市整備課から、関係各課に調査を照会
- ・ 各課からの協議項目を取りまとめ、代理人に回答を行う
 - ▶ 回答において、要協議の回答があったものは、所管課と協議を実施

3 開発等の行為届出

回答までの期間：2ヶ月程度

- ・ 事前協議の回答及び各課との協議内容を反映し、開発等の行為届出書（様式第4号）と下記添付書類を揃えて電子データを提出
- ▶ 事業計画書（様式第2号）
- ▶ 付近見取図（位置図）
- ▶ 字図
- ▶ 登記事項証明書
- ▶ 現況写真
- ▶ 計画設計図一式（※詳細別紙）
- ▶ 水利計算書（必要な場合のみ）
- ▶ その他の必要な書類

4 開発審査会の開催

- ・ 計画内容について、災害防止等問題がないか審査会を開催
- ※ 審査会には、申請人または代理人の出席が必要

5 開発届出の受理

- ・ 受理書の交付を行う
- ・ 都市計画法第29条の手続きが必要な場合は、進達願いを提出すること

6 受理書の交付

- ・都市計画法第29条の手続きが必要な場合は、進達の手続きを行うこと

7 工事着工届出

- ・工事着工届出書（様式第11号）を提出し、工事に着工すること

8 工事完了届出

- ・工事着工届出書（様式第11号）及び下記添付書類を揃えて電子データを提出
 - ▶ 届出書（写し）
 - ▶ 付近見取図
 - ▶ 現場写真
 - ▶ その他必要な書類
 - ▶ 受理書（写し）
 - ▶ 計画平面図
 - ▶ 工事管理写真

9 完了検査

- ・事前協議の回答及び開発審査会の意見を基に、関係課で完了検査を実施
 - ▶ 都市整備課にご連絡のうえ、日程調整をお願いします
 - ▶ 検査時には、カメラ・黒板・ポール等をご持参ください
 - ▶ 道路については、必要に応じて、舗装厚（コア）を確認する場合があります

10 完了検査・是正写真の提出

- ・完了検査時の写真及び是正の指示があった場合は、是正後の写真を電子データで提出

11 完了確認の結果について

- ・開発届の内容と現地の相違がない場合、完了確認の結果を通知
- ・都市計画法36条の手続きが必要な場合は、進達の手続きを行うこと

問合せ・申請書提出先

宇土市都市整備課地域整備係

TEL:0964-27-3333（直通）

mail:toshi04@city.uto.lg.jp（10MBまで受信可）

